

商工会員限定!!

新型コロナウイルスの影響を受けた会員の前向きなチャレンジを応援します!!

～(新設)美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業補助金～

本年度、美瑛町の支援を頂き「美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業補助制度」の募集を行います。この補助制度は、経営力強化のためコロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築(業態やサービス提供方法等の変更や追加)に係る取組みに対して対象経費の一部(2/3、最大100万円まで)を補助し、事業の活性化や経営力強化を図ることを目的としております。詳細については下記のとおりとなっておりますので、ご希望の方は別紙記載の上、5月26日までに提出してください。なお採択にあたっては、審査基準にもとづき外部専門家を入れた審査委員会において決定し通知致します。

※補助金額限度がありますので、申請書を提出された全ての事業者が採択されるわけではありません。

※現在実施している「美瑛町中小企業等振興補助事業補助金」との重複提出はできません。

主な内容

●対象者とは

- 1 美瑛町商工会の会員である事業者
- 2 美瑛町民税を完納している事業者
- 3 直近6ヶ月のうち任期の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している事業者



●対象となる事業

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルスによる社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組み事業

●対象経費

- 1 事業遂行のために必要とされる事務所、倉庫、店舗などの建設費用や店内の改装費等
- 2 事業の遂行に必要な機械装置等の購入や改良費
- 3 車両購入費(普通自動車や既存車両の単なる買い替えではなく、計画に沿って新たに必要なもの)
- 4 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発による原材料やデザイン費
- 5 新商品宣伝のためのパンフレットやチラシ制作費
- 6 ウェブサイト作成費

※上記記載の経費はほんの一例です。



●事業実施期間

- 1 交付決定日から実施期限(令和4年1月31日)までの期間に終了するものです。なお本年度は令和3年3月1日以降事業を開始したのも対象としております。

●主な審査基準

- 1 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業継続に繋がる前向きで効果的な事業と感じられること
- 2 課題が整備されており妥当な計画と感じられること
- 3 創意工夫やストーリー性が感じられること
- 4 原則町内業者から調達されていること。

※上記の基準の他、経営状況等総合的に評価が高いものから順に採択を行います。

●応募申請書・添付書類

- 1 申請書
- 2 経営計画書
- 3 補助事業計画書
- 4 直近の決算書の写し(2期分)  
創業して間もない方は、事業開業届の写し(税務署の受領印のあるもの)と直近の試算表
- 5 町税の納税証明書
- 6 その他申請内容により必要と認める書類



～ 裏面も必ずお読みください ～

●補助金受付期間

令和3年5月14日(金)～令和3年5月26日(水) 期限厳守

●申込み方法

ご希望の方は裏面の申込書に必要事項を記載し商工会にFAX若しくはメールして頂ければ、申請書類等を送付致します。  
送付致しました各申請書類を作成し必要書類を添付の上、受付期間内に商工会に提出してください。  
なお、メールで申し込まれる方は「再構築支援補助金申請書送付希望」と記入の上、下記代表メールアドレスに送付してください。  
後日申請書(Wold形式)を添付し返送致します。

●提出先・問合せ先

美瑛町商工会

住所:美瑛町本町1丁目2-4 電話:92-1175 FAX:92-1176

営業日:月～金 土日祝日休

営業時間:8:30～17:15

代表メールアドレス:[bisho777@rose.ocn.ne.jp](mailto:bisho777@rose.ocn.ne.jp)



お申込みがFAXの場合

FAX 0166-92-1176(美瑛町商工会)

美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業補助金  
公募要項及び申請書送付申込書

事業所名			
担当者名			
電話番号		FAX番号	

補助金申請書の提出期限が5月26日(水)となっておりますので、お早めに公募要項・申請書の申込みをお願い致します。